

平成 23 年 12 月 13 日 (平成 23 年度第 14 号)

# 全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育士会事務局  
〒100-8980

千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL 03-3581-6503

FAX 03-3581-6509

E-mail info@z-hoikushikai.com

http://www.z-hoikushikai.com

本ニュースは、全国保育士会委員、監事、都道府県・指定  
都市保育士会事務局に送付しています。

## 全国保育士会の動き

### ☆ “子どもが真ん中”子ども家庭フォーラムを開催します！

全国社会福祉協議会と児童福祉関係種別協議会（全国保育協議会・全国保育士会・全国児童養護施設協議会・全国乳児福祉協議会・全国母子生活支援施設協議会）の共催により「“子どもが真ん中”子ども家庭フォーラム」を開催いたします。

開催要綱は、すでに全国保育士会委員あてに送付しておりますが、今年度は、「子ども・子育て支援の理念、考え方」を築きあげ共通理解を深めるとともに、望ましい子どもの育ちを保障し、子育て環境を創造するためにどのような取り組み実践を行い、政策課題につないでいくかについて、ともに考えあうフォーラムを開催いたします。特に、「連続レポート」においては、本会鈴木美岐子副会長が保育士の立場・視点からレポートを行います。

ぜひ積極的にご参加をくださいますようお願い申し上げます。

○期 日：平成 24 年 1 月 16 日（月）

○会場：全国社会福祉協議会 灘尾ホール

○プログラム

10：30

開会

10：40～12：20

連続レポート：「福祉関係者が描く、子どもを守り育む社会づくりのために大切にすべき共通理念とは」

13：10～15：35

シンポジウム：「これからの子どもの育ちと子育て環境のあるべき姿と、その実現に向けて」

15：35～15：40

“子どもが真ん中”こども家庭フォーラム アピール

### <ニュースの内容>

- 子ども・子育て新システム 基本制度WT（第17回）が開催される
- 東日本大震災にともなう園庭の土壌処理について

## 子ども・子育て新システム 基本制度WT（第17回）が開催される

～ 1府2省にまたがる所管の三元化に異論が相次ぐ～

～私学助成継続は、案を練り直して再度提案を経ての検討となることに～

12月6日（火）、「子ども・子育て新システム検討会議 基本制度ワーキングチーム（第17回）」が開催されました。全国保育協議会は、先般11月22日の常任協議員会での確認をふまえ、今回欠席をし、意見書の提出のみを行っています。

議題は、(1)国の所管、(2)子ども・子育て会議、(3)総合施設の具体的制度設計であり、前回多くの意見が出された私学助成の取り扱いについても、事務局側から検討状況の報告がありました。

主な意見は次のとおりです。

【1】国の所管について

- 三元化となるのは適切でない。
- 子ども家庭省の創設に向けて、工程表を示しながら取り組んでいくべき。
- 政府・与党社会保障改革本部での総理からの指示のとおり、国民に分かりやすいものとすべき。

【2】子ども・子育て会議について

- 国への必置にはほとんどの委員から評価がある一方、地方への必置には、両論。
- 構成員については、さらなる検討が必要（特に地方版について）

なお、私学助成については、園田政務官から会議の後半で時間を取って議論をしたいとしながらも協議の時間がなくなった中で、複数の委員からあらためて、これまでの議論の整理との整合性を図るべきとの意見がありました。

また、大日向幼保一体化WT座長からは、建学の精神は私立幼稚園だけでなく、保育園にも設立の精神や理念があることを指摘したうえで、私学助成が私立幼稚園だけに特化するものではないことの発言がありました。

さらには、公共性の原理を取り上げて、こども園給付に移行する幼稚園や私立保育所等へも助成を及ぼすかどうかも含めて検討すべきと発言されました。

これに対し、幼稚園側の委員から、「誠に遺憾」と発言があり、この段階でそのようなことを発言されるのであれば、そもそもの給付のあり方についての検討をはじめからやり直すべきとの主旨の意見が出されました。

また、文部科学省の前川総括審議官からは、「内閣府・厚労省とも相談し、案を練り直してまたご議論をいただきたい。その際、学校法人、社会福祉法人が総合施設という同じ取り組みなら同じ給付をとることを念頭に置いて検討したい。私学助成を社会福祉法人へ行うということもあり得る。教育の質の向上という点で案を練り直す。」と説明されました。

最後に、園田内閣府政務官より、「新システムについては年内のまとめとなっているが、いろいろな意見もあり、もう少し丁寧に関係者との協議が必要。年内にできるだけ議論の場を持つ。社会保障と税の一体改革も年内のとりまとめであり、新システムは一体改革と連動するので、念頭に置いて議論していきたい。」と発言がなされました。

現状では、残り1回の開催（12月26日予定）が示されていますが、今後の詳細な進め方については明らかになっていません。

※当日のWT議事概要は下記のとおりです。配布資料ならびに協議の映像配信は、内閣府 少子化対策ホームページからご覧いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

議事内容（進行：園田内閣府政務官）（作成：事務局、敬称略）

●事務局より、資料1～3-2、6～7について一括して説明

○資料説明時の内容

村木 内閣府政策統括官

（資料6に基づいて「政府・与党社会保障改革本部」について報告）

12月5日にキックオフとして「政府・与党社会保障改革本部」が開かれた。これは、関係大臣が

社会保障について議論し、与党と相談して成案を得るというもの。それを追いかけて、税に関する部分も政府税調で議論がされることとなる。

当日は、総理から次のような話があった。

「社会保障と税の一体改革の背景には、団塊の世代が高齢者となり、社会保障費が毎年1兆円の自然増となる。一方でわが国のセーフティネットは十分でなく強化が必要である。そのためには支える側の支援も必要であり、具体的には、子ども・子育てや若者の雇用対策が重要となる。欧州危機は対岸の火事ではない。」

また、総理指示として次の3つが挙げられた。(1)年内を日途に6月の「成案」を具体化した「素案」を取りまとめる。(2)政府・与党間で十分な調整をはかる。(3)社会保障の機能強化を国民に分かりやすく説明する。

課題としてさまざまな分野が挙げられている中、総理から具体的なメンション（事務局注：「言及」の意）があったのは、子どもと若者対策であった。

※続いて事務局より、資料1～3-2を説明し、意見交換に入る。

## ○委員意見

### 渡邊委員（全国町村会）

基本制度案要綱を受けて中間とりまとめに至った経緯がある。

本日の説明について理解しないわけではないが、基本的には所管は一元化する前提であり、文科省／厚労省の二重行政を解消するスタンスであったはず。内閣府に所管をまとめるのはいいが、依然として文科省／厚労省関与の体系が残るとなれば、幼保一体化から後退した総合施設のこともあり、現行制度が残り、所管も残り、総合施設は内閣府となれば、三重行政となることを危惧する。

行政の肥大化を防ぎ、体制のスクラップ&ビルドとは逆方向であり、所管のあり方については再考をいただきたい。

町村の立場では、地域のニーズに基づいて事業計画を立て、質の高い教育と保育を行うという観点から言えば、県と市のつながりの中で混乱を招くやり取りが発生する懸念がある。

子ども家庭省のネーミングは別として、安心して子育てができるというのが新システムの出発点であり、それに沿ったものとすべき。

幼稚園が残り、総合施設へも移管がされていく中で、今後どうなるのかが分かりにくい。国民に分かりやすくという総理の発言もあり、この仕事に携わっている者にもわかりにくいのに、国民にはいっそうわかりにくいのではないか。

こども園給付で特別な加算を認めたらうで私学助成を認めるとなると、何のためのこれまでの議論だったのか。この間の労力は無駄だったことになる。日先のことだけの対応となるのではないか。

子ども・子育て会議については、さらに具体的な内容を検討されて案を示してほしい。これまで示された内容について、ある程度は評価している。

### 清原委員（全国市長会）

国の所管については、説明の中で国での一元化をめざしているものと認識している。一部の市町村ではそれに対応すべく、組織の見直しを進めている。三鷹市でも平成22年に、子どもに関する部局を整理し、保育園・幼稚園・学童保育・放課後児童クラブなどについて統一した事業展開をめざしてつくったところである。

お金の流れを内閣府に一本化することはわかったが、二重・三重行政の解消をめざして市長会としてもこれまで提案してきた内容とは反する部分がある。内閣府が所管するなら、一元化の部署として集約され、将来的に再編も含めた省の設立の道筋を示してほしい。

三鷹市では公立幼稚園を廃止し、私立幼稚園に教育の振興を進めていただいていることに感謝している。一方で、機関補助である私学助成は東京都の取り扱いであり、三鷹市ではその内容について把握できない。保育園・幼稚園・総合施設については、こども園給付の中で透明性が確保されるものと考えられる。全体が把握できないことに不安を感じる。

子ども・子育て会議について、本日は国の必置として説明された。地方版では、関係当事者が参画す

ることに意義がある。市町村計画の策定への参画として、チェック機能はむしろ重要であるが、保育園・幼稚園・放課後児童クラブなどの協働で、創造的な機能を有するほうが適切である。その点で、市町村への子ども・子育て会議は必置ではなく、柔軟性あるものとして、国や県の動きを見ながら有効な対応ができるようにしてほしい。

障害児保育は、公立保育所で50%以上を担っており、セーフティネットの役割がある。過去に三位一体改革で公立保育所運営費の一般財源化がなされ、三鷹市は不交付団体であるがその運営は難しくなってきた。公立保育所の総合施設での給付に位置づけられることの期待はある。公立総合施設の位置づけが公立保育園と同様となるのか、問題を提起したい。

#### 山縣委員(大阪市立大学)

新システムの提案は、すべての子どもの未来を基礎自治体で住民の理解を得ながら進めていくものと理解している。現政権の重要提案として一本化があった。しかし、現段階の検討は、示されている「幼保一体化」「給付システムの一体化」「施設の一体化」と齟齬がある。一元化・一体化という表現と何かずれている感がある。

「中間とりまとめ」の範囲の枠組みを崩さない検討を進めていただきたい。国民の負託を受けた政権と、優秀な官僚の皆様にあらためてお願いをしたい。

子ども・子育て会議は、国の審議会に準ずるものとして位置づけが示されたが、地方でも、次世代育成の行動計画に関する策定委員会へ準ずる扱いが必要である。

私立幼稚園が市町村の行動計画策定委員会に入っていない実態がある。市町村が私立幼稚園と関与しておらず、このことは私学助成にも関わってくる。100年の歴史ある私立幼稚園について市町村レベルで考えてほしい。

#### 岡本委員(連合)

国の所管について、すぐに省庁新設が難しいことは理解する。きちんとした司令塔を内閣府に位置づけることは必要であるし、その点で案が出ていることは理解する。内閣府が単なる調整にとどまらず、深い権限を持っていくべき。少子化担当の特命大臣必置は必要。

子ども・子育て会議について、PDCAサイクルを組み込んだのは積極的に評価したい。その構成員について、基本制度WTと同様の想定となっているが、それでは不十分ではないか。放課後児童クラブや社会的養護など声の届きにくいステークホルダーも参画してはどうか。

総合施設の職員である保育教諭について、2資格併存の案が示されているが、現行の資格を併合して新たな資格を創設することが基本と考える。なお、公立施設においては、移行までの間は公務員の現行法を適用すべきである。政治的行為の制限について、公立総合施設に学校教育法のみを適用するのは疑問である。基本的権利のみの変更は不利益変更となる。なお、職員に対する研修はしっかりと確保いただきたい。

#### 奥山委員(子育てひろば全国連絡協議会)

少子化大臣は、これまでいろいろな担当を兼ねて子どものためとして働いていただくことが難しかった。ぜひ必置をしていただきたい。

地方版の子ども・子育て会議について、地方には次世代育成に係る策定委員会があるが、その後の地域協議会に取り組んでいない自治体もある。計画を立て、評価して、事業の進捗を見ていくことが大切である。横浜では、分科会を作ってかなり細やかな対応をしている。そこまでできなくても三鷹市が発言したように、協働の概念は必要。

#### 駒村委員(慶應義塾大学)

国の事務所管で示された内容は、網羅的に入っているのだろうが、わかりにくい。次回には、たとえば、市町村計画の法定をどこでどう進めるかなどといったことを、マトリックスのように整理してほしい。

給付の設計にあたっては、経営実態調査のようなものを行うのだろう。内外の先進的な取り組みを見るのに、調査の機能も含めてほしい。

子ども・子育て会議の規定事項に、審議事項に関して内閣総理大臣に意見を述べるができることとあ

るが、類似の他の法律での建議とは意味合いが違うのか。

#### 事務局

社会保険的な制度の前例から探すと、意見を述べると記されていることが多い。意見を述べることと嫌疑は、法的には同意語である。双方とも法的拘束力は無い。一方、勧告は安全面に関連したところで使われることが多く、法的拘束力は無いが、勧告後に何に取り組んだかの報告や、取り組まない場合の次のステップが書いてあることが多い。いずれにせよ実効性は担保できていると考えている。

#### 北條委員(全日本私立幼稚園連合会)

国の所管に関し、幼保一体化の方向には賛成である。ただし、無理やり一つの方向に押し込めるのではないとの確認をふまえておきたい。

OECD 諸国でも、一体化には 20~30 年かかっている。認定こども園の創設から 5 年、一体化にはあと 15 年くらいは掛かるのではないか。諸外国では一体化にあたっては教育部門へ集約されている。生まれてから将来へどう教育を受けられるのかが確立できている。

資料には、総合施設の会計監査について記載が無いようである。多額の公費を扱うものであり、会計監査の義務付けが必要である。

総合施設職員の資格について、当初段階ではしょうがないが、教員免許更新制が導入されていることをふまえると、一方の保育士には無いので、質の担保という点で検討をいただきたい。

都道府県と私立幼稚園は信頼関係があるが、市町村とはできていない。次世代育成の地域協議会に私立幼稚園が入っていないとの指摘は全体として正しく、心配もしている。

#### 事務局

介護や医療を例にとれば、お金の流れを会計監査の中で見て、法人の健全経営をチェックする法人監査がある。いずれにせよ、二重行政とならないように新システムの中で位置づけたい。

#### 藤原委員(日本経団連)

資料を見る限り、所管は三元化ではないのか。将来にわたって何が変わって、その工程を示さないとなかなか一元化とは見られないのではないかと。

事業主拠出をこれまでしてきたが、児童育成や延長保育に係る一般会計への付け替えや、それにもともない積立金の枯渇などがあり、事業だけ進めてあとから事業主に請求書を突きつけることもあってまったく信用できない。使途の範囲や児童手当の拠出率なども法定化されていない上に、明確なプロセスも示されていない。このままでは事業主拠出はできない。今後も協議をはからせていただきたい。

#### 坂崎委員(日本保育協会)

国の所管が一元化となっているか疑問である。子ども家庭省の構想、工程表や当面の措置を示さないと一般の方にはわかりにくい。所管が 3 つに分かれるという大きな懸念をどうするのか、望ましい措置やわかりやすさという点で考えてほしい。

子ども・子育て会議を国の必置とすることには賛成である。地方には人口 100 万人のところもあれば、7,000 人というところもある。すべての地方への必置は、もう一度考えていただきたい。

総合施設に学校教育法上の位置づけがなされるのは、光が当たることとなる。待機児童解消も含めて 3 歳未満児を受け入れてどう保育するのが大きな論点である。なお、3 歳未満児に対する小児保健や療育や食育の点も踏まえ、意見を取り入れて設備や配置職員について考えていただきたい。職員の処遇を上げるのは必須であろうが、事務員がいなかったことが問題である。いままでも必置がなかったことが不思議であるが、今後、契約のこともあって事務が増えることもあり、考えていただきたい。

感染症の事態があっても、保育所は閉めずに保育を継続している。小児医療機関と連携し、療育の看護師配置も含めてどう考えるかである。単に学級閉鎖をすれば良いとあるが、現実にはそうでない観点が必要。

単に給食を提供するのではなく、食育、食の力を総合施設において、離乳食・体調不良児への対応・アレルギー食といった課題について、調理員や栄養士の配置も含めて考えていただきたい。

### 秋田委員(東京大学大学院)

国の実施体制が一元化の方向で示されたことは評価。英国の子ども家庭省のように向かっていく中で、内閣府所管と必置大臣のもとで移行することが大事である。

子ども・子育て会議について、地方に柔軟性を持たせることに賛成である。国の子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に関する審議が中心となっているが、総合施設に関する審議やステークホルダーが意見を述べるといった点が今回の案では不明確であるとともに、中央教育審議会や社会保障審議会と子ども・子育て会議の関係が不明確である。権限上の整理として子ども・子育て会議がどのように法に書き込まれるかがわからない。子どもの範囲についても、0～18歳なのか、0～15歳なのか、乳幼児なのか、線引きは難しいが、案を示していただいで議論が重要である。国の子ども・子育て会議は、給付や施行だけでなく、点検や評価といった点が必要。

総合施設の質の評価の中で自己評価が義務付けられているが、妥当かどうか。子ども・子育て会議の中に位置づけていくことも重要ではないか。

国の子ども・子育て会議は、他の審議会と同様に任期を設け、多様な意見を入れるべき。また、どのような人がステークホルダーになるのか、療育や実際に子どもと向き合っている方がたが意見を言うことができる状況を考えていただきたい。

総合施設の質の点から、教育委員会が関与し、自己評価を義務付け、調理員を必置とし、職専免研修に位置づけるという点は支持したい。

幼稚園教諭の免許更新が研修受講とともに位置づけられているので、その点を含めてどうするかが課題。福祉と同時に学校教育であり、原則、教育へ寄せていくことが必要なのではないか。

### 池田委員(全国国公立幼稚園長会)

国の所管を、将来的に子ども家庭省とすることに異論はない。多様な施設類型がある中で混乱が起きないよう、それほど急がなくてもよいのではないか。これまでの学校の所管から切り離される不安はある。就学前の一貫した対応が必要ではある。

子ども・子育て会議の構成員については、現場で働くものを入れることが必要。また、会議の構成員が現場の視察をして、子どもたちへの質の保障という意味でいい制度ができるようにすべき。質の保障された教育・保育は、情報公開と今の幼稚園に合わせた基準とすることが適切である。なお、職員の研修と身分保障についてはしっかりと位置付けていただきたい。

### 山口委員(日本こども育成協議会)

資料8の中央教育審議会の意見で、株式会社の特区による学校参入に対して成功していないとの評価は、補助金が無い中での取組みであるにもかかわらず、そのような不見識な方が委員としていることに愕然としている。このような場で意見が述べられていることに恐ろしささえ感じる。

なぜ、社会福祉法人や学校法人が安定的で株式会社が不安定だと整理されるのかわからない。幼稚園は毎年100園がなくなり、京都府の発表では府内の社会福祉法人600のうち1割は財政的に危ない状況である。

株式会社の参入について、資料にある5項目の要件で社会福祉法人と同じフィルターを通過している。運営段階でも監査が入って、総合施設法の中で同じ総合施設を開くのだから、何ら差別的に扱われることはない。むしろ、広い門戸で参入したら質が上がるのは明白。株式会社を認めずに社会福祉法人の参入のみを認めている自治体では、質を問われていない。一方、株式会社の参入を認めている自治体では、選定委員会があって、質の低いところは排除されるようになっている。株式会社の参入が認められたら自動的に総合施設も認めるというのではなく、ちゃんと選考すれば問題ないのではないか。過去の偏見的なものを踏襲するのではなく、新たな理念の下で新たに制度を作っているのだから、実態を見て検討していただきたい。

前回、株式会社の配当反対とする秋田委員の発言を繰り返し見直したが、どうしても理解ができない。私は、8年間金融機関で働いてプロの端くれだが、理解ができない。資金調達の面で何の違いがあるのか、まったく理解ができない。

### 宮島委員(日本テレビ放送網)

今回の案は三元化という印象である。現在、学校教育法や児童福祉法があり、一定のことは中間とりまとめで理解していた。今後、どういう段取りでどうなるのかがこの資料ではわからない。ずっと三元化で走ることに不安がある。ゴールに向かってどのような段取りで進むのかを示すべき。

財源一本化も、私学助成があると一本化ではないのではないか。

学校教育法は、幼稚園から大学までを守ってきた。いま、0～5歳をみんなで一貫してどうしていくのかを話し合っている場面である。学校教育法の一貫性が大事だとすると、そこに含まれない子をどう完結するかが問題であった。0～5歳の扱いについて折り合わないというのは話すべき問題で、何年後に一本化という話をちゃんとしなければならぬ。20年後に良くなればいいとは思っていない。この議論に参加したとき、私の下の子は保育園だったが、今や小学4年生になっている。制度の仕上がりも大事だが、柔軟的に進めるべき。この先、保育士をどう確保して、どのように実績をカウントするかが課題になる。きれいなゴールと途中の取り組みの中で、利用者をこぼさない取り組みが必要。子ども・子育て会議には、施設を利用している親だけではなく、地域内で公平感ある親の参加を検討いただきたい。

### 田中委員(日本商工会議所)

事業主負担は好ましくない。税に加え、厚生年金対象事業所のみから一括して負担管理するのは無理がある。中小企業も参画して負担させるべきである。

資料にある事業主負担という言葉は削除していただきたい。また、「労使代表を含む負担者」や類似の3つの言い回しも整理いただきたい。

### 柏女委員(淑徳大学)

事業ごとに所管を変えるのではなく、この法律ができるプロセスでは、すべて1府2省共管で進め、子ども家庭省ができる中で最終的な形を決めるはどうか。それぞれが自分の所管を進めれば進めるほど整合性は崩れていく。工程表を示し、子どもに要することを1府2省で進めて、事業のあり方を考えながら整理していくべき。

### 小田委員(国立特別支援教育総合研究所)

間違ってもらおうと困るのは、保育所と幼稚園がこれまであって、従来必要であった中で今後もそうであるという中、何かが悪かったというのは怒りを覚える。全く新しいものを作ろうというものではなかったはず。従来をふまえ、より豊かなことを考えていたはずである。

子ども・子育て支援法で包括的一元化をし、一体化施設については総合施設法で収斂していくものであるが、学校教育法と児童福祉法は子どもにとって必要で一元化はできない。学校教育法と児童福祉法がきちんと位置づいた上で、総合施設法をふまえて3～5歳が事業の中に入ってくる。一元化というきれいな形の中に入れようとするときまざまな状況の子どもがいるなかで、すべてを巻き込むようにしないといけない。子どもの研究を行ってきた者としてはさみしい。新しいものを作るのだから壊していくというのはいらない。子どもの尊厳を子ども抜きで議論はしてはならない。

新システムの考え自体は、良くできているのではないか。

### 普光院委員(保育園を考える親の会)

柏女委員の話は安心感があるものであった。保育所の子どもが厚労省管轄で育て、その後、一貫性のない中に放り出されたということは無い。子育ての困難性の中、保育所が一端を担ってセーフティネットになっていることをふまえていただきたい。専門性をもってこれまで緻密に厚労省も文科省もやられてきたので、これからもよろしくお願ひしたい。

ナショナルミニマムの視点で、地方分権や地方裁量に対して強いこだわりがある。このことを乱暴に扱うのは子どもに悪い影響があるのは明らかである。日本は、先進国で最低レベルの最低基準である。私の周りでも、狭い環境への詰め込みにより夜泣きがひどいという子どもがいる。子どもが切実な場所にいることを考えていただきたい。ある県では、乳児室という名であれば、ほふく後も1.65㎡でいいというところがある。都道府県の認可や権限を与えるのはいいが、市町村と連携して取り組んでほしい。

認証保育所でも基準を引き上げていくインセンティブは必要である。認証保育所で無資格の保育士が多数にわたるのは、親としては考えられない。猶予期間の中で認可基準を全うしたところにはインセン

タイプを与えるべきである。

国の人員基準に基づいて公定価格を定めることが示されていたことで、幼保一体化の議論は安定をしていた。ここにきて、最低基準が地方でまちまちとなるのは白紙に戻してほしい。

短時間利用の幼稚園の運営が大変だから私学助成の話も出てきているようで、きちんと運営できることも園給付を作っていたいただきたい。

子ども・子育て会議は、大人同士の利害調整でなく、子どもの最善の利益を追求する場と位置付けるべき。

幼保一体化で統廃合や大規模化の動きがあるが、規模が大きくなならないほうが質の高い保育ができる。適正規模を考え、生活に近い場所から保育がなくならないよう、子どもの集団を保てるようにすべき。また、公共性の高い拠点施設が消えないような配慮をすべき。

#### **古渡委員(全国認定子ども園協会)**

これまで5年間、認定子ども園を展開してきた。包括的・一元的な制度構築は大事であると考えてもきた。内閣府の一体的な部署で実質的に窓口を1つにすることができる。

子ども・子育て会議は、子どもをどのように育むのか、給付のあり方や内容、費用の使途実績や実施効果、点検・評価など幅広い役割を担うことが予想されることから、そのメンバーは幅広い関係者で構成するとともに、客観的立場で公平・公正かつ専門性を有する人材が必ず含まれることを望みたい。

#### **木幡委員(フジテレビジョン)**

今回の制度は、無理やり一つのものに押し込めるというものではない。保育が受けられないという現状と二重行政も考えたうえで、質・量ともにアップするというものではないか。子ども家庭省については華々しくもあり、省庁再編が大変なことであることは最初から分かっていたはず。この時点で、にわかには困難というならその説明が必要である。経過措置として内閣府所管と資料にあるが、これは分かりにくい。新しい省がメッセージとして分かりやすいし、子育てに臨むメッセージともなる。子ども家庭省の設置と所管一本化は前向きに取り組んでいただきたい。

#### **金山委員(マミーズネット)**

子ども家庭省の設置は、社会保障の機能強化をわかりやすく国民に伝えることとなる。小宮山副大臣(当時)の発言の中で、新省の創設に向けて旗を降ろさないというなら、設置に向けて今はこの段階ということがわかるように、最終的な見通しを示した上でというのなら理解ができる。

保育教諭について、いつ、どのように検討して、正式に保育教諭の免許がどのように出るのかを示していただきたい。良い実践ができるのには時間がかかる。それを見越した検討をしていただきたい。

#### **菅原委員(全国私立保育園連盟)**

子どもの育つ環境は65年間、二重行政で放置されてきた。教育の場・施設・給付がバラバラになっていたのを正すのが新システムであったはず。

二重行政の解消はいますぐに実施いただきたい。いまやらねば、実現は遠のいてしまう。国の所管は、2~3年で子ども家庭省を作るような見通しを示して進んでほしい。そうでないといつまでたっても幼保一体化は実現されない。

子ども・子育て会議は、市町村の位置づけがポイント。公的責任の意味もある。子どもとは、家庭とは、生活の場であり地域である。子ども・子育て会議で地域の問題を話し、国に要望する場として重要である。参加型のものとし、単に行政や議員への陳情というものではない。ステークホルダーが様々な意見を重ねていくと、政策や制度を作る上で子ども・子育て会議がポイントとなってくる。国だけでなく、地方へも設置の義務化を図ることが重要である。

資料にあった中央教育審議会の意見内容は残念である。保育の内容が捉えきれていない。「高い水準の学校教育を現在の保育所に持ち込むことは重要」などは、逆撫でである。幼稚園教育要領と保育指針がまとまって確認していこうという中で、状況を見きれていないのではないか。

#### **園田内閣府政務官**

資料1の4ページの図は、誤った印象を与えてしまっている。総合施設は学校教育法上の学校と、児



童福祉法上の児童福祉施設が合わさっての施設体系を作っていこうというものである。総合施設は内閣府で一括して所管する。けれども、制度の中には学校教育法体系と児童福祉法体系が残っているのでその部分は共管するが、所管自体は内閣府である。

#### 香取厚労省政策統括官

基本的に内閣府へ所管は一元化される。新システム法（子ども・子育て支援法）は、現行のお金や指定や指定基準も一元化するもの。今後、関連する事項の相手先は内閣府となる。ここの整合性について調整はあるが、調整権限は内閣府にある。政府間で一本化するものである。

総合施設法は強力な法になる。総合施設法で認可を取れば、学校教育法と児童福祉法をオーバーライド（事務局注：上位に立つ、優位に立つ、の意）することになる。認可も指導も内閣府に一本化される。共管とは、総合施設法が学校教育法と児童福祉法に及ぶから共管となる。したがって、内閣府は学校教育法を共管し、児童福祉法を共管することになる。総合施設における認可基準は学校の認可を得るので、政府内で調整はあれども内閣府が一元所管となる。

#### 渡邊委員(全国町村会)

具体的事例について確認したい。児童福祉法上の保育所と学校教育法上の幼稚園は残っている。新しく総合施設法ができて、新たに幼稚園を作りたいとなれば、既存の法体系の中でどうなるのか。

#### 香取厚労省政策統括官

総合施設とならない幼稚園や、総合施設になれない保育園という選択肢が残っていることでは完全な一元化ではない。総合施設の認可を取れば、幼稚園でもあり、保育園にもなる。

#### 渡邊委員(全国町村会)

ある一定期間で総合施設に政策的誘導という整理であった。新たに作って良いとしながら、残って良いということ出れば、これまでの整理は壊れてしまう。非常にわかりづらい。

#### 香取厚労省政策統括官

法体系で色分けは無い。総合施設法は上に立つ法である。ブランド幼稚園は実質的には残る。

#### 小田切委員(全国知事会)

現実に幼稚園も保育園も残り、新システムの中では総合施設ができて、県行政として学校のことを内閣府に聞いても責任ある回答は得られないと考える。話は話としても、実際やっている者としては、現実はそうはいかないと考える。

#### 清原委員(全国市長会)

全国の自治体では、次世代育成支援対策推進法によって平成 26 年までの行動計画を策定している。現行の法律とこれからの法律への移行について、推進協議会と新システムとどのように関係を持っていくのか。新システムの実施主体は基礎自治体となっている。現行の法律での自治体の責務、幼稚園の責務、保育園の責務について緩やかに移行できるよう、協議をはかってほしい。新法と現実を埋められないのではないかと思っている。

#### 園田内閣府政務官

私学助成に関する検討状況について説明したい。

#### 大日向 幼保一体化 WT 座長

私学助成が存続することについて、中間とりまとめではその点は無く、今後の検討とされていた。基本制度案要綱に基づいてまとめるところから後退、乖離したというのは残念であり、皆が同じ意識である。施設の 3 類型が残っても、給付は一本化するというものであった。保育所が総合施設に移り、幼稚園もいずれそうなるよう財政的に誘導することで一本化としてまとめてきた。

これをふまえると、(私学助成の存続は)新システムを市町村事業で行うことと齟齬が出る。前回の WT で、建学の精神に対して私学助成存続との説明があったが、どの幼稚園も保育所も、設立の目的や歴史、個性がある。教育と保育の向上という新システムであるから、私学助成は幼稚園に特化するもの

ではない。

公共性の原理として、総合施設に移る幼稚園や保育所も含めて私学助成を検討すべきと座長として考える。より良い一体的なものというのが、新システム検討のスタートであり、幼保のすばらしい交流をはかるものである。64年間たつて、人びとの生活様式に合わないから、都市部では待機児童があり、地方では廃園が進むなかでの新システムである。総理が不退転で臨むということ、国民一人一人にこんなにわかりやすく変わったのだということを伝えたい。事務局も不退転の覚悟で臨んでほしい。

#### **北條委員(全日本私立幼稚園連合会)**

今のようなまとめとしての話は誠に遺憾である。このような議論の進め方はあり得ない。初めから検討をやりなおしである。

#### **大日向 幼保一体化 WT 座長**

これまでのまとめをふまえて発言している。決して突飛なことを言っていない。

#### **北條委員(全日本私立幼稚園連合会)**

こども園給付を個人給付として整理しているからこのようなことになった。初めから議論をやり直すべきだ。

#### **園田内閣府政務官**

どういう形で進めるか、考え方の整理も含めて検討する。これで終わりではない。何か決まったということでもない。

#### **前川 文部科学省総括審議官**

新システムで、一元的に給付を行うということはその通りである。

幼稚園には、特別な振興や教育の向上があつてかさ上げの特別補助としての私学助成がある。保育に欠けない子の預かり保育や特別支援教育、教諭の2種から1種免許への向上といった部分でのかさ上げがある。

これが新システムの中では位置づけられていない。学校教育の中での機関給付はどう扱ってよいか、これまで文科省が進めてきたとおりの私学助成について、先般、案を示した。

今後、内閣府・厚労省とも相談し、案を練り直してまたご議論をいただきたい。

その際、学校法人、社会福祉法人が総合施設という同じ取り組みなら同じ給付をといることを念頭に置いて検討したい。私学助成を社会福祉法人へ行うということもあり得る。教育の質の向上という点で案を練り直すので、よろしくお願ひしたい。

#### **園田内閣府政務官**

今の段階で、もう少し整理すべき点があるので、きちんと考え方を整理する。

#### **村木 内閣府政策統括官**

資料8は、中央教育審議会のその日の議論で出た意見を整理したもので、審議会で決めたことではない。

#### **園田内閣府政務官**

新システムについては年内のまとめとなっているが、いろいろな意見もあり、もう少し丁寧に関係者との協議が必要である。年内にできるだけ議論の場を持っていきたい。

社会保障と税の一体改革も年内のとりまとめであり、新システムは一体改革と連動するので、念頭に置いて議論していきたい。年内どこまで形を作ることができるか、いろいろと調整して皆さんに伝えたい。年末にかけて、議論についてご協力をいただきたい。

# 東日本大震災にともなう園庭の土壌処理について

## ～実施要領が示される～

厚生労働省は去る 10 月 31 日「東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業について」、各都道府県知事等に通知を発出しました。これは、東日本大震災にかかる社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱に示された、放射能対策として土壌の入れ替えを行う場合の取扱いについて実施要領を定めたものです。

対象の事業は、原子力災害の継続で児童福祉の円滑な実施に支障をきたしている、またはそのおそれのある児童福祉施設等の園庭の空間線量率を低減させるために行う土壌処理です。

詳細は、別添の「東大震災に伴う園庭の土壌処理事業実施要領」をご参照ください。

〔添付資料〕

- (1) 東日本大震災に伴う園庭の土壌処理事業について（平成 23 年 10 月 31 日付 雇児発 1031 号第 1 号）